

企画競争実施の公示

平成31年2月19日

近畿地方整備局木津川上流河川事務所長
田中 徹

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1)業務名 木津川上流事業推進地域連携支援業務

(2)業務内容

本業務は、良質で効果的な河川整備・維持管理の推進のために、河川行政と木津川上流管内の地域住民・任意団体との連携を強化する役割である河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動のあり方を検討し、地域連携の活性化方策の立案、河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動の支援等を行うものである。

- 1) 河川レンジャー及び河川協力団体が河川行政と地域住民・任意団体との連携を強化するための方策を提案し、河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動への参加者の意見集約及び分析、各活動で設定した目的の達成状況の検証を行い、これを通じて地域連携強化に向けた方策のとりまとめ
- 2) 地域住民・任意団体、関係自治体等との連携に関する連絡調整作業を含む河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動における効果的な支援
- 3) 広報支援
- 4) 各種会議・委員会・講座等の企画運営

(3)履行期限 平成32年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。また、平成31年4月1日時点において、平

成 3 1・3 2・3 3 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格の認定を受けていること。

- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成 2 1 年度以降下記に示される同種又は類似業務等について完了した実績が 1 件以上あること。（再委託による業務実績は含まない）
同種業務：行政と住民との連携による河川環境学習または親水活動に関する業務
類似業務：住民参加による活動または地域との連携活動に関する業務
- (5) 配置予定主任技術者については、下記に示される同種又は類似業種等について、平成 2 1 年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。
同種業務：行政と住民との連携による河川環境学習または親水活動に関する業務
類似業務：住民参加による活動または地域との連携活動に関する業務
- (6) 木津川上流河川事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 5 1 8 - 0 7 2 3 三重県名張市木屋町 8 1 2 - 1

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 総務課

電話 0 5 9 5 - 6 3 - 1 6 1 1 FAX 0 5 9 5 - 6 4 - 5 0 4 0

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成 3 1 年 2 月 1 9 日から平成 3 1 年 3 月 1 1 日までの土曜日、日曜日、
祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで

場所：3. (1) に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は
3. (1) に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 3 1 年 3 月 1 1 日 1 6 時 0 0 分

場所：3. (1) に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。